

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	平成30年度第1回寒川町地域福祉計画推進会議
開催日時	平成31年2月12日（火）午後1時30分～2時40分
開催場所	健康管理センター 2階会議室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	・出席者委員 瀬川英雄委員、蓮見英子委員、山本正司委員、横山茂樹委員、藤澤修一委員、千野修二委員、三留当美代委員、杉崎秀男委員、小黒スミ子委員、木藤剛委員、小川原寿恵委員、田代茂委員、町田由紀委員、菊地恵子委員、松永文和委員、佐藤いずみ委員 ・事務局 福祉課 内田福祉課長、原副主幹、千野主査、山田主任主事 社会福祉協議会 稲葉事務局長、中村、浅野 ・欠席者 關根忠夫委員 ・傍聴者 なし
議 題	・「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」平成29年度及び平成30年度上半期実績について ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」について ・その他
決定事項	・議事録承認委員は藤澤修一委員、千野修二委員に決定。
公開又は非公開の別	公開
議事の経過	1 開会 福祉課長より開会のあいさつ 2 あいさつ 会長（横山委員）よりあいさつ

3 交代委員紹介

福祉課長より交代委員の紹介

- ・福祉関係団体等の代表 子育て支援センター代表 町田由紀委員
- ・神奈川県社会福祉協議会 松永文和委員

4 議題

(1) 「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」平成29年度実績及び平成30年度上半期実績について

(横山会長)

事務局より説明をお願いしたい。

(事務局 内田福祉課長)

それでは、議題1の「寒川町みんなの地域つながりプラン」の平成29年度平成30年度上半期の実績について説明させていただきます。

本計画につきましては、平成28年から32年までの5年間の計画でございます。本日席上に置かせていただきました概要版に、計画の体系があります。「町民すべてが 地域のつながりで 安心して暮らせる 思いやりのある 福祉のまち さむかわ」、これを基本理念とし、4つの基本目標、8つの行動目標、そして、具体的な取り組みとして個々の実施計画を定めてあるというのが本計画の体系という形になっております。

続きまして、事前に配付させていただいた進行管理表をご覧ください。こちらについては基本理念にあります個々の基本目標・行動目標に係る事業の進行管理を関係各課から提供していただいて記載させていただいております。

平成30年度については上半期の数値となっているため、評価につきましては事業を終了していないものはBという形で表記させていただいております。

また、このつながりプランの実施計画ですが、町高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、さむかわ元気プラン、これらと連携をとっているものであり、それぞれ担当課・関係各課で審議会等、協議会において議論、審議されており、事業の進行管理についても議論、審議されているところでございますので、今会議におきましては社会福祉協議会の事業を中心としてご説明させていただければと思います。

(事務局 社会福祉協議会 稲葉事務局長)

資料1をご覧くださいと思います。

5ページから説明をさせていただきます。社会福祉協議会PR活動、懇談でございます。こちらは社会福祉協議会の会員会費の納入依頼に合わせまして、22自治会に年度初めにご挨拶並びに社会福祉協議会の事業の説明で回らせていただいております。また、賛助会員の企業、社会福祉協議会の賛助会員を募ってお

	りますが、ご協力いただいている企業と団体にお礼と社協の事業を説明のために回らせていただいております。また、今年度から民生委員児童委員協議会の全体会議に定期的に参加をさせていただくこととなりました。 続きまして6ページ、地域の各種団体との連携、ネットワークの拡大でございます。一之宮東自治会におきまして、民生委員さんが東自治会に3名いらっしゃいますが、その方々が地域の中での集まりをつくりたいということで、一之宮東自治会おためし茶話会というのを2月23日に初めて開催をされます。一之宮八幡大神社務所でサロン、茶話会並びに介護体操を行っていただくということで新たなサロンの立ち上げがされております。 続きまして7ページ、広報紙「社協さむかわ」の発行、8ページでホームページの充実でございます。広報紙「社協さむかわ」年6回発行を定期的に行っております。また、関係団体の方から、制度の理解をされている方等が少ないということで情報発信をしっかりとするというお話がありましたので、「社協さむかわ」の発行並びにホームページ、SNSの活用を精力的に行っております。 続きまして、10ページ、ボランティア活動のPRと参加しやすい環境づくりでございます。送迎ボランティアや「シニアげんきポイント」等のサービスを利用して、その方々に合ったさまざまなボランティア活動が提供できるように情報発信をさせていただいております。今まででしたら60歳で定年になっていましたが、その年齢も65、70歳と上がってきており、ボランティア活動、地域活動を始められる方の年齢が上がってきておりましたので、さまざまな活動の内容を発信しまして、地域の方が少しでも参加いただけるよう、取り組みを行わせていただいております。 続きまして12ページ、小地域福祉活動事業でございます。こちらは地域福祉フォーラムを開催、1月19日に福祉関係団体89団体に声かけをさせていただきまして61名の参加をいただき、寒川のことを知り合うカフェという関係福祉職種のネットワークづくりのフォーラムを開催させていただきました。 続きまして13ページ、ふれあい福祉フェスティバルでございます。こちらの実績、目標が参加人数ということで、4,300人を目標に事業を行いまして、実績4,000人ということで今年度ちょっと寂しかったかなという印象があります。秋の土・日曜日、他事業も重なったりしておりますので、町民の方の参加が分散されてしまっているなという印象がございます。できるだけ他事業と重ならないような日程調整をしていきたいと考えております。 続きまして14ページ、ふれあい・いきいきサロンでございます。こちらは昨年11月10日に寒川町社協の福祉大会を開催いたしまして、講師に寒川セントラルボウルの遠藤プロをお呼びいたしまして、ボウリングの魅力についてお話いただきました。また昨年12月2日に「障がい児者サロン」を開催しまして、障
--	---

	がい児者の方がボウリングを行うということで、積極的にご参加いただきまして、次のサロンもボウリングですかというお問い合わせがありました。障がいのある方がボウリングできるのかなといった不安があったところですが、ボウリング場のガターをなくしてくださったり、工夫をしてくださってボウリングができております。町内に1カ所しかない施設ですので、そういったところも活用して社会参加できるようにしていきたいと考えております。 続きまして16ページ、ボランティア講座でございます。何とか1人でも多くの方にボランティア活動の登録をしていただけないかということで事業を計画いたしまして、今年度は昨年7月27日にさまざまなボランティア活動のご紹介をするボランティア講座を開催いたしました。夏休みの開催でしたので、親子連れでご参加いただける方が何名かいらっしゃいました。福祉教育も含めましてそういった子どもからのボランティア活動の啓発になっていると考えております。 続きまして19ページ、ふれあい福祉フェスティバルでございます。先程は参加人数でしたが、こちらは参加団体数ということで実績が42団体ということになっております。趣旨を理解していただいて、福祉の祭りだということに賛同していただける団体に出席をいただいております。ただ単に何か売って利益を出そうとかではなく、あくまでも福祉の目的だということを理解していただいております。 続きまして20ページ、小中学校福祉協力校助成事業でございます。社会福祉協議会で各校に福祉教育の取り組みということで助成金を出させていただいております。ボランティア団体の方、障がい当事者の方にもご協力をいただきまして、その後の福祉教育の取り組みですとか、そういったところまで継続して関わることで福祉教育の啓発を努めております。 27ページ、成年後見制度講座の開催です。3月21日に「初めてでもよくわかる、基本から学ぶ 成年後見制度の講座」ということで、内嶋弁護士を講師にお招きいたしまして、成年後見制度の講座を開催させていただきます。 続きまして28ページ、法人後見事業でございます。こちらは成年後見制度の利用が困難な方を中心に、その担い手を法人として受け入れ、権利擁護推進の一助とするということで、高齢者の方2名、後見類型の方を法人といたしまして後見人をさせていただいております。人数を増やしていくというのは難しいのですが、年度1～2名増加できればと思っています。 33ページ、災害ボランティアセンターでございます。昨年9月23日、寒川町総合防災訓練の寒川小学校の会場におきましてボランティアの受け入れ、人数のマッチング等、ボランティアセンターが設置された場合の職員の動きについて受け入れ態勢の災害ボランティアセンター設置訓練をさせていただきました。 30年度上半期の取り組みにつきましては以上でございます。
--	---

(事務局 内田福祉課長)

町事業につきましては各課からのご報告ということで記載させていただいている部分がありますので、ご覧いただければと思います。

(横山会長)

ありがとうございました。議題1に関して何か質問はありますか。

→質問なし

(2) 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」について

(横山会長)

事務局より説明をお願いしたい。

(事務局 内田福祉課長)

地域共生社会の実現ということで、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉を「我が事・丸ごと」として捉えようという理念の規定が示され、これに基づいて、次期計画に反映させていかなければならないと示されたところでございます。地域共生社会「我が事・丸ごと」というのがどういったことをイメージしているのか、よくわかっていないところも多いかと思います。本日にしましてはこの地域共生社会について皆さんに知っていただくというところで議題に載せさせていただいております。

こちらにつきましては、先行的に取り組みをされている神奈川県社会福祉協議会から松永委員に来ていただいております。概要というか、入り口のところのお話をお聞きしていきたいという形で本日は進めさせていただければと思い、そのことを松永委員にもお話ししましたら、快く受けていただいて、資料をご提供いただいておりますので、本日この後の時間は松永委員にお任せして資料のお話を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(松永委員)

神奈川県社会福祉協議会の松永と申します。資料に基づいてご説明していきたいと思っております。

まず2ページで、地域福祉における「2025年」とはということです。この地域共生社会の実現に向けてというのもそうですし、地域包括ケアシステムとか、そういった内容全部つながっていく話になっています。2点目は、地域共生社会の実現に向けてということで、政府動向が中心ですが、なされなければいけない流れ、背景について説明いたします。3点目は社会保障制度改革の方向性ということで、地域共生社会の話の始まりというのは社会保障制度改革が発端になっているということです。4点目は地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進ということについて概要をご説明するのと、これは今後計画的に事業として取り組みを進めていくということで、5点目にまとめということでこれからの地域福

社計画ということで少し計画に引きつけてまとめていきたいと思います。 それでは、地域福祉における「2025年」とはということですが、少子高齢化の進行や団塊の世代の後期高齢化、2025年というのはどんな年かといった場合は団塊の世代が75歳以上を迎えるということで、後期高齢化というのが一番言われるところです。 そして3番目に、社会保障支出の増大、生産人口の減少。1950年頃は日本の人口が8,000万人を超えるぐらいで、2050年には同じぐらいの8,000万人を少し超えるぐらいの人口数になると。ただ1950年と2050年の大きな違いというのはその構成です。生産人口、また14歳までの子どもも含めて非常に少子化が進んでいくということと、後期高齢者があふれるということで、構成が変わってくるということです。それに関連すると、その社会保障支出が増大していくということ、核家族化や、高齢者世帯、低所得の高齢者の増加などが起こっていくということです。病気などで医療費がかかっていくというのも背景として出てくるかと思っています。 5番目の、家族や親族の支え合いの機能の低下。いろんな意味での支え合い機能が低下していくということと、都市部に限らず全国的にやはり地域の支え合いの機能の低下ということになってくるかと思っています。 そして、都市化に伴う生活様式というところでは、例えば、買い物にするにしても家にいてネットで注文すれば何でもほぼ手に入りますよね。スーパーに行かなくても買い物ができるということ、商店街に行って会話しながら買い物することがだんだん無くなっていく、そういった生活様式が大きく変わっていくというのも見られるかと思っています。 地域活動への意識の低下→価値観や生活感覚の多様化という、ひとえに価値観の多様化とよく言われますけれども、地域活動への参加というものの意識が全体的に低くなってきているのではないかと思います。今年、自治会の役員を1年間やっていて次に引き継ぐときなのですが断られまして、2人、3人目になってやっと引き受けていただきました。子どもが大きくなったから、いろんな交流的な祭りなどに行かなくなったとか、自治会の役員を引き受ける引き受けないだけでなく、抜けるという話になっているとか、身近なところで起こっています。 あと9番目、不安定雇用一非正規雇用労働者の増大というのは、今全体の4割ぐらいは非正規雇用だと言われています。 最後、この社会的孤立、社会的排除という外せないテーマになっています。簡単ですが、2025年はこんな状況になっているということです。 次に、この地域共生社会の実現に向けた流れということで、日本福祉大学の原田正樹先生に講演でお越しいただいたときの資料を参考にさせていただきました。この地域共生社会が出てくるまでの流れについて時系列でまとめています。

地域共生社会の始まりは社会保障の改革見直しというところから始まっているということです。そして、2016年に地域力強化検討会というものがあり、これは先ほど「我が事・丸ごと」というキャッチフレーズみたいなものがあり、地域共生社会を語るにあたって厚生労働省がその検討会を開いた、その座長が日本福祉大学の原田先生だったということです。2017年に最終まとめがあり、それに基づいて社会福祉法等の法改正が行われ、2017年12月12日に地域福祉計画のこれからというところでのガイドラインが示されたということです。

次に、2013年8月6日に出された「社会保障制度改革国民会議・報告書」の概要にこの社会保障制度改革の方向性というのがあります。この「1970年代モデル」から「2025年日本モデル」へということへ切り替わっていかねばいけないというのが2013年の国民会議の報告書では言われています。つまり、これからは医療や年金や介護だけではないということを強調しています。高齢化が進んでいき、家族、地域の変容であったり、雇用は不安定であったりといったときに対応した全世代型、ここが重要なところになっていきます。

(2)で、「すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み」ということで、一律の給付ということではなく、負担能力に応じて負担というふうに変わってきています。

そして、(3)「女性、若者、高齢者、障害者などすべての人々が働き続けられる社会」ということを目指していきます。

次に(4)「すべての世代の夢や希望につながる子ども・子育て支援の充実」というふうにこれが最後に挙げられています。

次に(5)「低所得者・不安定雇用の労働者への対応」ということで、格差・貧困問題の拡大というのが問題となってきたということ、この所得再分配の強化であるとか、経済政策、雇用政策、教育等というところとの連携が改めて強調されています。

6、7、8と続いていきますが、8の「成熟社会の構築へのチャレンジ」、これはすごくいいなと思っています。このテーマの研修とか学習会に参加すると、人口動態から始まり、高齢化が進み、介護が大変になりという、だんだん暗くなっていくような方向になるのですが、そもそもこの社会保障について、長寿は国民の願いだったはずにもかかわらず、それを達成してからなぜそんなに暗くなっていくんだということを指摘されています。大変だ大変だではなくて、成熟社会の構築へのチャレンジということ、これがこれからの方向性、目標になっていくのかなと思います。

そして、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」ということで、参考資料も見ていきながらご説明していきたいと思います。平成27年に厚生労働省から出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」ということで、4つ

	の改革というように言われています。 この図の中心部を見ていただくとわかるように、背景・課題というのがあります。①福祉ニーズの多様化・複雑化というのがあります。高齢者に対しては介護サービス、障がい者に対しては障がい福祉サービス、子どもに対しては子育て支援というように各対象別のサービスがあり、それぞれに仕組みがあるということではなくて、これからこのニーズが多様化・複雑化し、絡み合っているということをこの課題として指摘しているところです。 そして、②高齢化の中で人口減少が進行ということで、それに対応してどういう対策が考えられるかということで、1 番目が、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て＋資源開発」、そして2 番目が「高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供」3 番目が「効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上」、4 番目が「総合的な人材の育成」として、このビジョンを示しているということです。これまでのやり方をすべて否定するということではなく、少し枠組みを変えていこうというのが示されているということになります。 そこで、出てくるのが地域包括ケアシステムという言葉になりますが、定義ということで、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安心・安全、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと」ということです。大事になってくるのが住宅の問題です。これまでは医療や年金や介護という話の中で住まいというのが福祉の中には含まれてはいなかったんです。重要なのは、日常生活圏域ということです。これは生活圏域の中で提供できるということがとても重要になってきます。その日常生活圏域の説明で「おおむね30分以内で駆けつけられるような範囲」ということで、「中学校区程度」というふうに一般的には言われています。人口規模で言うと1万～1万5,000人というふうに言われていますが、捉え方はさまざまでそれぞれの地域によって捉え方が変わっています。 10ページですが、これが地域包括ケアシステムの姿ということになります。つまり、医療・介護・予防・住まい等が一体的に提供されることを目指しているわけです。ただ、図を見ると高齢者が中心に書かれているんじゃないとか、子育ての場合どのように見たらいいんだろうというのは疑問として出されることが多いです。ただ、イメージとして持ってもらうようにこの医療と住まいと介護と生活支援・介護予防というもの、それが総合的で一体的になっているというこのイメージを掴んでいただくために示されているものです。 そして、地域包括ケアシステムの中で重要となってくるのが11ページの「自助・互助・共助・公助」の考え方です。先程の「社会保障制度改革国民介護・報告書」においては互助がありません。この寒川町のつながりプランを見ると、近
--	---

	助というのも入っていて非常に工夫されているなと思いました。いずれにしろ、社会保障とそういった制度に基づかないもの、自助であったり互助であったり、特にこの互助の部分をもどのように、地域づくりを進めていくのかということが非常に重要になっていきます。国の報告書の中ではまずは自助というものが基本になって、立ち行かなくなれば、次は互助という説明をしています、見ていただくと、この色が重なり合っています。介護保険とか一般財源の公助といった場合には制度であり、対象を限定したりせざるを得ないところがありますが、このイメージでは重なり合っています。これからこの計画づくりというのも何のためにやっていくのかといったときには、最終的に地域づくりであるとか、地域の中での支え合いづくりというところでは、この互助というものが一番大きくなっていくのかなと思います。そうでないと、社会保障費が枯渇しているから、あとはもうその部分を補完してやってくださいねとなると、住民サイドから何でという話になったり、やらされ感が強まったりとか反発を招くことになるわけです。この4つの助というのがあるということはそれぞれに意味があって、重なり合っていくということが重要になってきます。 次に「地域共生社会の理念」ということで、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ということが理念として挙げられています。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、というのが重要なことですね。これまではサービスを受ける側、提供する側というふうに分けていたところで、例えばデイサービスとかでも同じことが言えるかと思います。行けば必ずお茶が出るとか、そこで何も役割がなく、受け身なんですね。家に帰っても危ないからといって何もさせてもらえない。その人の自立って何だろうという話になるわけですね。そこは支え手側と受け手側というふうに分けるのではなく、誰もが両方持ち得るということになるわけです。ここは地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながらということで、これも重要になっていきます。 次に市町村地域福祉計画策定状況等について、厚生労働省のホームページに状況が出ていまして、神奈川県社協のホームページにも毎年調査をやっていて、「市町村社協活動現況報告書」というものを出しています。社会福祉協議会の策定する計画と行政との地域福祉計画というのが両方内容として見ることができます。 そして次に参考資料です。厚生労働省から平成29年12月12日に出てきたもので、1ページ目、ちょうど2段落目「改正法による改正内容として、(1)(2)(3)とあり、重要視されているのが3ページ、「はじめに」の2つ目の白丸、
--	--

	これからの地域福祉を進めていくにあたっては、これは地域創生の取り組みと地域福祉の推進というのが両方大事であるということが書かれています。 次に、3つ目の白丸で、社会的孤立と社会的排除というのが出てきます。これも大きなテーマになっていきます。 4ページで、これからの計画というのはこういうことが大事だよということが書かれているのですが、(1) 住民参加の必要性、これが1つ重要になってきます。(2) が「共に生きる社会づくり」、(3) が「男女共同参画」、(4) が「福祉文化の創造」になります。 そして、この下段に、「地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「福祉は行政処分に対処するもの」という意識を改めて」と挙げられています。その住民と行政とのパートナーシップが重要だと書いてあります。 次に6ページに、支え手、受け手が固定されないことが書かれております。 次に9ページです。白丸2つ目、「住民に身近な圏域」において、これが先程お話しした日常生活圏域のことを指しています。そして、点ではなくて、面として実施することによるということがポイントになっていきます。 そして、10ページ中段に「市町村地域福祉計画」というのがあり、「(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」というのがあります。「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」など5点挙げられていて、「それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである」というように締めくくっています。 そして、20ページに市町村社協の社会福祉協議会の役割というのが出てきています。その後、社会福祉法人、民生委員と続きます。 そして、23ページに「その他」で、外部のコンサルタント会社が入っている場合もあります。調査を行う場合、形式的に終わることも少なくないということです。調査のために調査をやっている。その結果をどこで反映させるのか、どういうふうに公表されるのかということがないまま終わってしまうということも残念ながらあるということです。 次の24ページ、各論1で「市町村における包括的な支援体制の構築」。これは国でモデル事業もやっており、小田原、藤沢、綾瀬で行われていますが、ほとんど神奈川県内では進んでいません。(1)「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」ということ、(2)「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」を受け止める場」ということ、(3)「市町村における包括的な相談支援体制」ということ、これが非常に大事になっていきます。 各論2「地域福祉（支援）計画」で、県が作成するものです。「各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例」で「福祉以外の様々な分野」、「特に重点的に取り組むべき分野」「制度の狭間の問題への対応」というのは地域によって変わっ
--	---

	ていきます。 まとめを14ページで説明したいと思います。「我が事・丸ごと」の地域づくり」ということで重要になっているのが3点です。(1)「市町村に包括的支援体制の整備に向けて」、具体的に地域包括ケアシステムの形成です。キーワードでいうと、「住民に身近な圏域」(日常生活圏域)での展開と「介護予防」「社会参加」「生活支援」がテーマになります。(2)が「地域福祉(支援)計画」で計画をどう進めていくのかということ、そして、(3)が「自治体、国の役割」です。 2番目が、地域共生社会の実現に向けてということで、モデル事業なども行われているということを書かせていただきました。 3番目は、地域福祉計画の充実のために社会福祉協議会が中心となって作る地域福祉活動計画、ここと連携するよにということが通知の中で出てきます。また、社会福祉協議会の中には社協発展・強化計画であったり、小地域での福祉を進めていくにあたってその小地域福祉活動計画、地区社協計画などをつくっているところもあり、制度施策の計画だけではなく、行動が伴うよにということでもさらなる連携、一体化が求められているということです。 県内市町村が指定都市を除いて30市町村あります。その中で行政と社協が一体的に取り組んでいるところが半分ぐらいです。地域福祉計画という名称で中身は社協と一緒に活動計画の要素も含めてつくられているところが半分です。社会福祉法ができてから地域福祉計画というのはスタートしていますので、長いところでは3期目、短いところではまだ1期目。だんだんお互いの目的がずれていくと離れるということも一部で出ていたり、これから一緒にやるということも出てきています。つまり、協働して計画をつくるということではお互いのいいところや弱みを補完し合うということをやっていく必要があるだろうというのが次の15ページにある協働のポイントです。 協働のポイントというところでは、「社協と行政の協働の実際(互いの強みを活かし、弱さを補完する関係状況になっているか)」と。ただ一体的にやっているというだけではないということです。あと、「住民、社会福祉従事者等の参加(できるだけ多様な層の参加と民主的な運営が行われているか)」。こういった委員会の中でも公募制を取り上げたりとか、計画はパブリックコメントをとったりという手法は定着してきましたが、計画の評価であったりとか、部分部分にちゃんと加わっているかどうかというところでの課題は残っています。 「社協の立場から推進のポイント」ということで、「地域福祉の構成内容から現状を確認する」ということで、住居の問題であったりとか、自殺対策であったりとか、生活困窮の問題などそういった今後の計画ともこれから一体化を進めていかなきゃいけないということになります。そうすると、地域福祉の構成内容全体をやっぱり再確認する必要があるだろうということ、やはり行動性・活動性と
--	--

	いうところでの社協の特性や専門性をどのように生かしていくのかということです。ビジョンの明確化、視覚化というのは一方で問われていくところです。これは行政計画にとってもこの地域福祉計画というのはこれまでになかったタイプのものです。住民が参加するということもそうですし、多様な層の方が参加するということもなかった。これから上位計画にもなり、また、努力義務にもなったということでしょう、さらに庁内連携、組織の中での連携と住民参加、そして、専門職連携は欠かせないということがポイントになってきます。改めて、計画をどのように進めていくのかという、場合によってメンバー構成も新しく増やしていかなきゃいけない、こういったものも含めて進めていかなければいけないということになります。急ぎましたけれども、資料として提供させていただきました。 ありがとうございました。 (横山会長) 貴重なお話ありがとうございました。議題2に関して何か質問はありますか。 →質問なし 8 その他 (田代委員) 地域包括ケアシステムについて、町ではどのようにイメージしているのか。 (事務局) 次期計画の中で示していくが、高齢者部門では高齢者保健福祉計画の中で類似モデルが形成され、医療と介護の連携という点で多職種連携が進められている。 9 閉会 山本副会長より閉会のあいさつ
配付資料	次 第 資料1 寒川町地域福祉計画推進会議委員名簿 資料2 平成30年度上半期 寒川町みんなの地域福祉つながりプラン 進行管理表 資料3 寒川町みんなの地域福祉つながりプラン 概要版（当日配布） 資料4 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（当日配布） 資料5 成年後見制度の講座チラシ（当日配布）
議事録承認委員及び議事録確定年月日	藤澤 修一・千野 修二 (平成31年3月14日確定)

